

奈良市地理情報システム導入及び利用・保守契約書（案） （長期継続契約）

奈良市（以下「発注者」という。）と〇〇（以下「受注者」という。）とは、次の条項により奈良市地理情報システム（以下、「システム」という。）・関連機能の導入及び利用・保守に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、受注者がサービス及びシステム等を発注者の使用に供することを目的とする。

（契約の履行）

第2条 受注者は、この契約に定めるもののほか、「奈良市地理情報システム導入及び利用・保守仕様書」及び「奈良市地理情報システム関連機能仕様書」（以下、あわせて「仕様書」という。）に基づき履行するものとする。

（利用期間）

第3条 利用期間は、以下のとおりとする。

令和7年12月1日から令和12年11月30日まで

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

（設置場所）

第4条 設置場所は、仕様書に定めるもののほか、発注者指定場所とする。

（使用料）

第5条 この契約に係る使用料は、月額金〇〇円（消費税及び地方消費税額〇〇円）とする。

（契約期間全体の執行予定額は、金〇〇円）

- 2 前項の消費税及び地方消費税額は、消費税率の改正があったときは改正後の税率による。ただし、経過措置の適用がある場合は、従前の税率を適用するものとする。

（使用料の支払）

第6条 使用料は、毎月払いとし、受注者は、毎月10日までに前月分の使用料の支払を発注者に請求するものとする。

- 2 発注者は、受注者から使用料の適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に使用料を受注者に支払わなければならない。

- 3 発注者の責めに帰すべき理由により使用料の支払いが遅れた場合においては、発注者は、未払金額につき遅滞日数に応じて、年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が定める率が改正された場合は、当該改正された後の率）を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。ただし、当該額が100円未満であるときは、この限りでない。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、奈良市契約規則第23条第2項第3号の規定により免除する。

(プロジェクト計画書の作成)

第8条 受注者は、この契約を履行するためのプロジェクト計画書を作成し、発注者の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(要員)

第9条 受注者は、この契約の履行に必要な数の要員を業務に従事させるものとする。

2 発注者は、受注者の要員で業務の処理及び管理につき不適當であると認められる者があるときは、要員の交替等の必要な措置について協議し、その解決の提案を求めることができるものとする。

3 発注者は、受注者がこの契約の履行を円滑に遂行できるよう協力するものとする。

(現場責任者)

第10条 受注者は、この契約の業務に従事する要員の中から、次に掲げる事項について受注者を代理する現場責任者を選任するものとする。

(1) 受注者の要員の指導監督及び第11条の規定により業務を委託した場合の業務従事者の指導監督

(2) 仕様書等に定めのない業務の履行可否の決定

(3) その他この契約の目的達成に必要な事項

(サービス及びシステム等の運用及び保守)

第11条 受注者は、受注者の負担において、仕様書に基づき運用・保守を行なうものとする。また、受注者は、運用・保守に係る作業を事前に発注者の承認を受けた受注者の指定する者に行わせることができる。

(調査等)

第12条 発注者は、この契約に基づくシステムの操作方法の指導及び保守について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、その実施について必要な指示をすることができる。

(著作権)

第13条 この契約を履行する過程で生じた著作物(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物をいう。以下同じ。)の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。)は、受注者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、発注者に移転する。ただし、発注者は受注者がこの契約を履行する過程で生じた著作物を複製、貸与、及び翻案する権利を妨げてはならない。

2 受注者は、この契約を履行する過程で生じた著作物のうち、自己が著作権者人格権を持つものについて、発注者に対してその権利を行使できない。

3 前2項は、この契約が満了した場合においても同様とする。

4 発注者が保有する著作物の使用のために、受注者が従前から保有していた著作物を一体として使用する必要がある範囲において、発注者は受注者の著作物を使用する権利及び改変を要求する権利並びに著作権法第47条の3の規定に基づき著作物の複製、翻案をする

ことができる権利を有するものとする。第三者が著作権を有する第1項の著作物については、受注者は、受注者の責任において、第三者の当該著作物に係る発注者の使用する権利等を確保しておくものとする。また、第三者が権利を保有しているソフトでライセンス問題等が発生した場合、受注者が責任を持って対応することとする。

5 発注者の使用する必要がある範囲について、発注者が発注した内容から、発注者が業務を委託する関係機関において業務が一体として使用すると考えられる場合は、関係機関も発注者の使用する必要がある範囲内として、第1項、第2項、及び前項と同様の権利が及ぶものとする。

6 本条における権利又は著作権法に基づく利用の許諾等の対価は、この契約記載の対価に含まれており、当該許諾等に伴って、この契約記載の対価とは別の費用が発注者に発生することはないものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第14条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(サービス及びシステム等の継続利用)

第15条 第3条又は第29条の規定によりこの契約が終了した場合、発注者が継続してサービス及びシステム等の利用を希望するときは、使用にあたり別途継続利用に即した契約を締結するものとする。

(サービス及びシステム等の情報)

第16条 受注者は、この契約の終了に伴い、サービス及びシステム等の記録媒体装置内情報が他に漏洩することのないよう、受注者の責任において、必要な措置を講じなければならない。

(保険)

第17条 受注者は、必要に応じて受注者の費用で納品物品等に動産総合保険を付するものとする。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第18条 受注者及びこの契約の従事者(従事していた者を含む。)は、この契約の履行において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため若しくは不当な目的に使用してはならない。

2 前項の義務は、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

第19条 受注者は、業務の第三者への委託(以下「再委託」という。)をしてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わそうとするときは、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けなければならない。

3 受注者は、発注者及び第三者に対して、再委託先の行為及びその結果について責任を負うものとする。

(損害賠償)

第20条 受注者は、その責めに帰する理由により、この契約の履行に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない

(緊急時等の措置)

第21条 受注者は、緊急又は臨時の必要があると発注者が認めた場合には、直ちに発注者と協議して、仕様書等に定めのない業務であっても、これを履行するものとする。

2 前項の対応に必要な費用が発生する場合には、発注者受注者協議の上で別途契約を結ぶものとする。

(発注者への通知)

第22条 発注者は、次の各号の事由が生じたときは、遅滞なく、受注者に通知するものとする。

(1) サービス及びシステム等について受注者の権利を侵害するような事態が発生したとき、又はそのおそれのあるとき

(2) サービス及びシステム等の盗難、滅失又はき損等の事故が発生したとき

(報告事務等)

第23条 発注者及び受注者は、この契約を履行するに当たって、次に掲げる事項が生じたときは、直ちに相手方に報告の上、対応しなければならない。

(1) 事故が発生し、又はそのおそれがある場合

(2) その他この契約の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合

2 受注者は、プロジェクト計画書に従った業務の履行ができないことが明らかになったときは、発注者に対して直ちにその理由が記載された書面を提出し、対応について協議しなければならない。

(業務報告書等)

第24条 受注者は、プロジェクト計画書及び別紙「支払内訳及び履行確認工程表」に定めるところにより、発注者に対して業務報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務報告書が到達した日から起算して30日以内に履行を確認するための検査を行うものとする。ただし、その期間内に、受注者に対する文書による異議の申出がない場合は、当該期間の満了時に確認が完了したものとする。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに業務の全部又は一部を履行し、発注者の検査を受けなければならない。

(検収)

第25条 受注者は、発注者が定めた期日までに仕様書等及び最新のプロジェクト計画書に基づいた成果物を納入し、発注者の検収を受けなければならない。

(業務の変更等)

第26条 発注者は、必要がある場合には業務の内容を変更し、業務を一時中止し、又は履行期間を伸縮することができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

(遅延損害金)

第27条 受注者が、その責めに帰すべき事由により別紙「支払内訳及び履行確認工程表」の期間内に各業務を完了することができないことが明らかになった場合において、その期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は、受注者から遅延損害金を徴して、その期間を延長することができる。

2 前項の遅延損害金は、第5条第1項に掲げる使用料の総額から消費税及び地方消費税を除いて得た額に延長前の別紙「支払内訳及び履行確認工程表」に定める期間満了の日から第24条第2項又は第3項の規定による検査の合格の日までの遅延日数に応じ、年10パーセントの割合を乗じて得た額とする。

3 前2項において、受注者が発注者に与えた損害額が前項に規定する金額を超えるときは、受注者は発注者に対し、その超える額を発注者の算定するところにより支払わなければならない。

4 第1項に規定する場合において、第三者に損害を与えたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。

(公租公課の負担)

第28条 この契約に関して生じる公租公課は、別段の定めがある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

2 前項の規定は、契約期間中に公租公課の変更があった場合も同様とする。

(発注者の解除権)

第29条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなくこの契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき

(2) 前号のほか、この契約に違反したとき

2 発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として使用料の総額から完了部分の額を控除した金額の10分の1に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。

(談合その他不正行為による解除等)

第30条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

（暴力団排除措置による解除等）

第31条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(8) 受注者が、契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 第29条第2項及び第3項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

（受注者の解除権）

第32条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の解除により、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(談合等に係る違約金)

第33条 受注者は、この契約に関して、第30条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かに問わず、使用料の総額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号から第3号までに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

(契約終了時の移行作業)

第34条 この契約が終了するに当たっては、受注者は、当該業務の移行に必要な措置を講ずるとともに当該業務の移行に必要な作業を実施しなければならない。

(予算の減額等による契約の変更等)

第35条 発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以後において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、受注者にこの契約の変更を申し出、又はこの契約を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認められる範囲内において、発注者にその損害の賠償を請求することができる。

- 3 前項の損害の賠償額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第36条 この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第37条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲川 元庸

受注者

別紙

支払内訳及び履行確認工程表

区分	期間	使用料(円)	履行確認工程	履行詳細 ※不履行時遅延損害金対象
準備期間	契約締結の日から 令和7年11月30日まで		プロジェクト計画書 テスト データ移行	業務報告書 ・プロジェクト計画書 ・運用テスト ・データ移行
運用 ・ 保守 ・ コンサル ・ コンサルティング	令和7年12月1日から 令和8年3月31日まで	円	運用・保守 コンサルティング	令和2年12月1日本稼働 業務報告書(毎月月末)
	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	円	運用・保守 コンサルティング	業務報告書(毎月月末)
	令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで	円	運用・保守 コンサルティング	業務報告書(毎月月末)
	令和10年4月1日から 令和11年3月31日まで	円	運用・保守 コンサルティング	業務報告書(毎月月末)
	令和11年4月1日から 令和12年3月31日まで	円	運用・保守 コンサルティング	業務報告書(毎月月末)
	令和12年4月1日から 令和12年11月30日まで	円	運用・保守 コンサルティング	業務報告書(毎月月末)